

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u>とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。）の旅費の例による。</p> <p>(1) 鉄道賃、<u>船賃及び航空賃</u> 団長にあっては、常勤特別職の職員の旅費の例による額</p> <p>(2) <u>宿泊費</u> 次に定める額</p> <p>ア 団長 <u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）により定められている指定職職員等に適用される宿泊費基準額</u></p> <p>イ その他 <u>支給規程により定められている職務の級が10級以下の者に適用される宿泊費基準額</u></p> <p>3 上司に随行して旅行する<u>場合において、同一の交通手段を使用し、又は同一の宿泊施設若しくは近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき</u>については、当該上司と同額の費用を弁償する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u>とし、その額及び支給方法は、次の各号に掲げるもののほか、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。）の旅費の例による。</p> <p>(1) 鉄道賃及び船賃 団長にあっては、常勤特別職の職員の旅費の例による額</p> <p>(2) <u>宿泊料（1夜につき）</u> 次に定める額</p> <p>ア 団長 <u>15,000円</u></p> <p>イ その他 <u>13,500円</u></p> <p>3 上司に随行して旅行する<u>場合には、鉄道賃、船賃及び宿泊料</u>については、当該上司と同額の費用を弁償する。</p>

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第6条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。